

【医療保険】訪問看護利用料金表

公的医療保険の訪問看護を利用する場合、自己負担額はかかった医療費の1～3割（高額療養費制度の対象）で、年齢や所得によって負担額が異なります。また、公費負担医療制度の対象となる場合もありますので、お気軽にご相談ください。

○訪問看護基本療養費(Ⅰ)

1日につき		10割負担	1割負担
看護師	週3日まで	5,550円	555円
	週4日目を以降	6,550円	655円
理学療法士等	週3日まで	5,550円	555円
	週4日目を以降	5,550円	555円

※療養士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のことです。

○訪問看護基本療養費(Ⅱ)

※同一日の同一建物への訪問看護は、3人目以上は1人目から同一建物の算定となります。

10人以上の場合は、別でご説明させていただきます。

1日につき		10割負担	1割負担	
看護師	週3日まで	同1日2人	5,550円	555円
		同3人～9人	2,780円	278円
	週4日目を以降	同1日2人	6,550円	655円
		同3人～9人	3,280円	328円
理学療法士等		同1日2人	5,550円	555円
		同3人～9人	2,780円	278円

○訪問看護基本療養費(Ⅲ)

入院中の方で、在宅療養に備えて外泊している方に対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定されます。

	10割負担	1割負担
1回	8,500円	850円

○訪問看護管理療養費1(機能強化型以外)

	10割負担	1割負担
月の初日	7,710円	771円
月の2回目以降	3,010円	310円

○加算料金

※公的医療保険制度のもと、以下加算料金が定められています。

加算名			10割負担	1割負担
夜間（18時～22時）・早朝（6時～8時）訪問看護加算(1回/日)			2,100円	210円
深夜（22時～6時）訪問看護加算(1回/日)			4,200円	420円
24時間対応体制加算(1回/月)			6,800円	680円
緊急訪問看護加算(1回/日、月14日目まで)			2,650円	265円
緊急訪問看護加算(1回/日、月15日以降)			2,000円	200円
乳幼児加算(1回/日)			1,400円	140円
乳幼児加算(1回/日、別に厚生労働大臣が定めるものに該当する場合)			1,800円	180円
特別管理加算（Ⅰ）(1回/月)			5,000円	500円
特別管理加算（Ⅱ）(1回/月)			2,500円	250円
退院時共同指導加算(1回、要件に該当する場合は2回)			8,000円	800円
特別管理指導加算(1回)			2,000円	200円
退院支援指導加算(1回)			6,000円	600円
難病等複数回訪問加算	1日2回まで	同一建物内2人まで	4,500円	450円
		同一建物内3人～9人	4,000円	400円
	1日3回以上	同一建物内2人まで	8,000円	800円
		同一建物内3人～9人	7,200円	720円
複数名訪問看護加算	看護師2名	同一建物内2人まで	4,500円	450円
		同一建物内3人～9人	4,000円	400円
長時間訪問看護加算（90分を超える場合）(1回/週)			5,200円	520円
在宅患者連携指導加算(1回/月)			3,000円	300円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2回/月)			2,000円	200円
看護・介護職員連携強化加算(1回/月)			2,500円	250円
訪問看護情報提供療養費(1回/月)			1,500円	150円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ(1回限り)			25,000円	2,500円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ(1回限り)			10,000円	1,000円
訪問看護医療DX情報活用加算(1回/月)			50円	5円
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ(1回/月)			1,830円	183円
訪問看護物価対応料1	月の初日の訪問		60円	6円
	月の2日目以降の訪問		20円	2円
訪問看護遠隔診療補助料（1日につき）			2,650円	265円
訪問看護医療情報連携加算（月1回）			1,000円	100円

- ※ 24時間対応体制加算は、利用者やその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整えていることで、利用者の同意を得た場合に加算します。
- ※ 緊急訪問看護加算は、主治医からの指示等を受けて計画外の訪問を行ったときに加算します。
- ※ 乳幼児加算は、6歳未満の乳幼児に対して訪問看護を実施したときに加算します。厚生労働大臣が定める者とは、(1)超重症児又は準超重症児(2)特掲診療科の施設基準等別表7に掲げる疾病等の者(3)特掲診療科の施設基準等別表8に掲げる者のことをいいます。
- ※ 特別管理加算（Ⅰ）は、以下のいずれかに該当する場合に加算します。

在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用

※ 特別管理加算（Ⅱ）は、以下のいずれかに該当する場合に加算します。

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門、人工膀胱の設置、真皮を越える褥瘡、在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定

※ 退院時共同指導加算は、退院・退所につき 1 回に限り算定します。ただし、以下の厚生労働大臣が定める疾病等（以下、「別表 7」という。）の利用者と特別管理指導加算の対象者については 2 回まで算定します。

（別表 7）

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

※ 特別管理指導加算は、退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、以下の特定の状態（以下、「別表 8」という）にある利用者に対して退院時共同指導を行うときに加算します。

（別表 8）

在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレの使用、留置カテーテルの使用、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門、人工膀胱の設置、真皮を越える褥瘡、在宅難治性皮膚疾患処置指導管理、在宅患者訪問点滴注射管理指導料の算定

※ 退院支援指導加算は、「別表 7」と「別表 8」（在宅自己腹膜灌流指導管理以外）のいずれかに該当する利用者、または、退院日の訪問看護が必要であると認められた状態の利用者に対して、退院日に在宅で療養上必要な指導を行うときに加算します。

※ 難病等複数回訪問加算は、「別表 7」、「別表 8」の該当者、特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、1 日に複数回の訪問看護を行うときに加算します。

※ 複数名訪問看護加算は、①「別表 7」に該当する利用者、②特別管理指導加算の対象者、③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者、④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる利用者、⑤身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる利用者、⑥その他利用者の状況等から判断して上記に準ずると認められる利用者等で、1 人で看護を行うことが困難な利用者に対して、同時に複数名で訪問することを評価する加算です。

※ 長時間訪問看護加算は、①15 歳未満の超重症児又は準超重症児、②「別表 8」の該当者、③特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者等、長時間の訪問を必要とする利用者に対して、1 時間 30 分を超えて訪問看護を提供するときに加算します。

※ 在宅患者連携指導加算は、訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関や薬局と情報を共有して、それを基に療養上必要な指導を行うときに加算します。

- ※ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、在宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い、適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行うことを評価する加算です。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算は、喀痰吸引等を行う『登録特定行為事業者』として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援するときに加算します。
- ※ 訪問看護情報提供療養費は、利用者の同意を得て、市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に加算します。
- ※ 訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰは、在宅で死亡した利用者または、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち看取り介護加算等を算定していない利用者に対してターミナルケアを行ったときに加算します。
- ※ 訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱは、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者で、看取り介護加算等を算定している利用者に対してターミナルケアを行ったときに加算します。
- ※ 訪問看護医療 DX 情報活用加算は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供することに係る評価の加算です。
- ※ 訪問看護ベースアップ評価料Ⅰは、訪問看護に従事する医療関係職種の賃上げを図るための評価の加算です。
- ※ 訪問看護物価対応料Ⅰは、令和8年及び9年度の物価上昇に段階的に対応するための加算です。尚、令和9年6月からは、月の初日は120円2日目以降は40円に引き上げになります。
- ※ 訪問看護遠隔診療補助料は、主治医が情報通信機器を用いた診療に際し、看護職員が利用者と同席の下で緊急に診察を受ける必要があると判断した場合、看護職員が訪問して、診察の補助を行う場合の加算です。
- ※ 訪問看護医療情報連携加算は、ICT を活用して他職種と情報共有し、その情報をもとに訪問看護の計画的管理を行った場合の加算です。

精神科訪問看護利用料金について

精神科訪問看護基本療養費は、訪問看護基本療養費と、訪問時間や加算内容が少し異なります。

○精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)

1日につき		10割負担	1割負担	
看護師 作業療法士	週3日まで	30分未満	4,250円	425円
		30分以上	5,550円	555円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円
		30分以上	6,550円	655円

○精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)

※同一日の同一建物への訪問看護は、3人目以上は1人目から同一建物の算定となります。

1日につき			10割負担	1割負担	
看護師 作業療法士	週3日まで	30分未満	同一日2人まで	4,250円	425円
			同3から9人	2,780円	278円
	30分以上	同一日2人まで	5,550円	555円	
		同3から9人	2,780円	278円	
	週4日目以降	30分未満	同一日2人まで	5,100円	510円
			同3から9人	2,550円	255円
30分以上		同一日2人まで	6,550円	655円	
		同3から9人	3,280円	328円	

○精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)

※入院中の方で、在宅療養に備えて外泊している方に対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定されます。

	10割負担	1割負担
1回	8,500円	850円

○訪問看護管理療養費(機能強化型以外)

	10割負担	1割負担
月の初日	7,710円	771円
月の2回目以降	3,010円	301円

○加算料金

※上述の加算料金の他に、以下の加算料金が定められています。

加算名			10割負担	1割負担	
精神科複数回訪問加算	1日2回まで	同一建物内2人まで	4,500円	450円	
		同3人から9人	4,000円	400円	
	1日3回以上	同一建物内2人まで	8,000円	800円	
		同3人から9人	7,200円	720円	
複数名精神科訪問看護加算 (30分未満の場合を除く)	看護師等2名	1日1回	同一建物内2人まで	4,500円	450円
			同3人から9人	4,000円	400円
		1日2回	同一建物内2人まで	9,000円	900円
			同3人から9人	8,100円	810円
		1日3回以上	同一建物内2人まで	14,500円	1,450円
			同3人から9人	13,000円	1,300円

	看護師 1 名	1 日 1 回	同一建物内 2 人まで	3,800 円	380 円
			同 3 人から 9 人	3,400 円	340 円
		1 日 2 回	同一建物内 2 人まで	7,600 円	760 円
			同 3 人から 9 人	6,800 円	680 円
		1 日 3 回以上	同一建物内 2 人まで	12,400 円	1,240 円
			同 3 人から 9 人	11,200 円	1,120 円
精神科重症患者支援管理連携加算(1 回/月)		(イ) * 1		8,400 円	840 円
		(ロ) * 1		5,800 円	580 円

* 1 精神科在宅患者支援管理料 2 の (イ) または (ロ) を算定する利用者に定期的な訪問を行う場合

○保険外料金 (税込)

エンゼルケア料金 (死後の処置)	20,000 円	報告書発行料	300 円/回	
カルテ開示料	3,000 円/件	サービス提供記録等のコピー代	1 枚 10 円	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。			
	前日 18 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です		
	前日 18 時～当日 9 時までのご連絡の場合 (留守番電話にその旨を残しておいてください) With 訪問看護ステーション TEL : 072-369-4312	訪問看護 利用料金 の	20%	
	当日訪問予定時刻 1 時間前まで		50%	
	当日訪問予定時刻の 1 時間を切った場合		80%	
	無断キャンセルの場合		100%	
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。				

※介護用品、衛生材料費、連絡ノート等は実費となります。

※自費でのサービスにつきましては、個別のご相談をさせていただきます。

※報告書発行料：指示書発行主治医・ケアマネジャー・相談支援専門員への通常の情報提供・報告については、従来通り訪問看護サービスの連携業務として対応いたします。

※サービス提供記録が必要な場合、カルテ開示料が必要になります。

※上記以外に、個別のご依頼内容により別途費用が発生する場合は、ご説明いたします。